

令和8年広審第3号

裁 決  
漁船A海上施設衝突事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官渡辺博史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時刻及び場所

令和7年10月2日03時54分半少し前  
境港第2区

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A  
総 ト ン 数 4.8トン  
登 録 長 11.98メートル  
機 関 の 種 類 ディーゼル機関  
出 力 77キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体中央やや前方に操舵室を配し、同室前面中央に舵輪を、舵輪前方にGPSプロッターを、右舷側にレーダー及び機関遠隔操縦装置を、左舷側に魚群探知機をそれぞれ装備した小型機船底びき網漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.8メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和7年10月1日12時00分境港第2区の中野岸壁を発し、同港北方沖合の漁場に向かった。

ところで、境港港内には、令和7年9月8日から同年10月31日までの予定で、同港第2区の地質調査のための海上ボーリング作業が行われており、境港中野東防波堤灯台（以下「中野東防波堤灯台」という。）から北東方約380メートル付近の水域に、縦、横共に約8メートルの台船を長さ27メートルのスパット4本で海上に固定し、光達距離3.5キロメートルの黄色1閃光を4秒ごとに発する簡易標識灯を同台船の四隅にそれぞれ備えた海上施設（以下「中野沖施設」という。）が設置されていた。

a受審人は、出港する際、左舷方に中野沖施設が設置されているのを認めたのち、14時30分頃前示漁場に到着して操業を行い、翌2日01時30分操業を終え、02時00分同漁場を発進して帰途に就いた。

a受審人は、レーダー及びGPSプロッターをそれぞれ作動させて単独の操船に当たり、境港東方沖合を西行して同港第2区の北東部港口に至り、03時44分中野東防波堤灯台から048度（真方位、以下同じ。）1.63海里の地点で、針路を中野東防波堤灯台の南方に向く227度に定めて自動操舵とし、8.3ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

03時51分a受審人は、中野東防波堤灯台から049.5度1,230メートルの地点に達したとき、中野沖施設が正船首850メートルのところとなり、その後、中野沖施設に向首して接近する状況であったが、前方を見て街明かりは認識したものの、中野沖施設の明かりを識別できなかったことから、針路上に中野沖施設はないものと思い、レーダーで中野沖施設との位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、中野沖施設に向首したまま続航し、03時54分少し過ぎレーダー画面で船首方至近に映った障害物の映像を認めたものの、どうすることもできず、03時54分半少し前中野東防波堤灯台から055度380メートルの地点において、Aは、原針路、原速力のまま、その左舷船首部が中野沖施設に衝突した。

当時、天候は曇りで風力1の南西風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、左舷船首部に亀裂等を、中野沖施設はスパット等に曲損をそれぞれ生じた。

#### (原因及び受審人の行為)

本件海上施設衝突は、夜間、境港第2区において、中野岸壁に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、中野沖施設に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、境港第2区において、中野岸壁に向けて航行する場合、出港する際に中野沖施設が設置されているのを認めていたのだから、中野沖施設に向首進行することのないよう、レーダーで中野沖施設との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、前方を見て街明かりは認識したものの、中

野沖施設の明かりを識別できなかったことから、針路上に中野沖施設はないものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、中野沖施設に向首して接近する状況に気付かずに進行して中野沖施設に衝突する事態を招き、船体及び中野沖施設にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 8 年 6 月 2 5 日

広島地方海難審判所

審判官 高 橋 寿 則